※システムなどの都合により各種通知などの元号が平成として表記されている場合があります。

子育て中の皆さんを応援します

認証保育所は、都の設置基準を満たし、安全や衛生に十分配慮しながら運営しています。企業主導型保育施設は、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する、内閣府の定める基準を満たした施設です。利用を希望する方は、直接各施設へ問い合わせの上、申し込んでください（左表1参照）。

一時預かりを利用しませんか

保護者の就労・通学・疾病・出産・看護・介護・冠婚葬祭などのため、家庭での養育が困難な場合に、週3日を限度として利用できます。対象は市内の集団保育可能な満1歳以上で就学前の児童です。利用に際しては、事前に登録や健康診断などが必要になりますので、直接実施保育園へ問い合わせの上、申し込んでください（左表2参照）。

地域活動事業に参加して保育園を体験してみませんか

各保育園では、地域に開かれた保育園を目指し、子育て中の親子が遊びに来て、一緒に参加できる保育園行事を計画しています。保育園児との交流や、同年齢の子どもを持つお母さん同士の交流、おしゃべりなど、楽しい1日を過ごしてみませんか。

詳細は市ホームページまたは各保育園へ。

お問い合わせ

詳しくは子育て支援課施設給付係☎470・7745へ。

表1　認証保育所一覧

区分	名称	所在地	電話番号	定員
A型	東久留米プチ・クレイシュ	東本町15－2、ブランシール第3東久留米1階	475・0770	30人
	ぽけっとランド南沢	南沢5－17－62、イオンモール内	451・7138	40人
企業主導型	BunBun保育園	本町3－9－1、日神パレステージ東久留米102－2	472・4113	19人

※保育対象年齢は、認証保育所A型が0歳～就学前、企業主導型が0歳～2歳。

表2　一時預かり（一時保育）実施保育園一覧

保育園	所在地	電話番号	時間
公設民営ひばり保育園	ひばりが丘団地8－10	463・6655	午前9時～午後5時
公設民営上の原さくら保育園	上の原1－2－44	477・1359	午前8時半～午後5時
私立久留米みのり保育園	大門町1－3－4	473・1000	午前8時半～午後4時半
私立あそか保育園	下里4－1－21	473・3971	午前9時～午後5時
私立下里しおん保育園	下里7－8－20	474・2977	午前8時半～午後5時
私立Nicot東久留米	東本町1－8、Emio東久留米1階	472・2521	午前9時～午後5時
私立わらべみなみ保育園	南町1－8－51	451・7373	午前9時～午後5時
私立かたばみ保育園	前沢1－4－35	479・4000	午前8時半～午後4時半
私立東久留米おひさま保育園	幸町1－21－14	420・9781	午前8時半～午後5時
私立こでまり保育園	中央町2－3－57	420・1147	午前8時半～午後4時半
私立わらべ東久留米保育園	幸町1－1－24	470・8778	午前9時～午後5時

※費用はいずれも、1日＝2,000円、半日＝1,000円。

募集

健康課臨時職員（保育士）

健康課では10月1日以降に任用する臨時保育士を募集します。

【業務内容】保育士（母子保健・健康増進事業などにおける保育業務）

【募集人数】若干名

【任用期間】10月1日～2年3月31日（以降更新の場合あり）

【勤務場所】わくわく健康プラザ（滝山4ノ3ノ14）

【勤務日数】1カ月当たり2日～4日程度

【資格】保育士免許を有する方

【賃金】当市規定による（交通費相当額は別途支給）

申し込みは7月26日（金）までに、履歴書（写真貼付）、資格証明書の写しを添えて、健康課保健サービス係（滝山4ノ3ノ14　わくわく健康プラザ内）へ、事前連絡の上、提出してください。採用は書類選考と面接の上、決定します。

詳しくは同係☎477・0022へ。

子育て支援課臨時職員（一般事務）

【任用期間】6カ月（更新の場合あり）

【勤務日】祝日を除く月曜～金曜日の原則週5日間

【勤務時間】午前8時半～午後5時

【業務内容】窓口対応、データ入力、資料作成など

【募集人数】若干名

【賃金】時給1000円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは履歴書（写真貼付）を子育て支援課（市役所2階）へ持参してください。履歴書は返却しません。

詳しくは同課保育・幼稚園係☎470・7745へ。

市立保育園（パート保育士・臨時保育士・臨時看護師）

市立保育園では、7月～9月の夏休みの期間中、日中・朝夕のパートと臨時保育士、臨時看護師（年間）を募集します。

①パート保育士

【勤務時間】午前7時～9時の間の1～2時間と午後4時半～6時半の間の1～2時間（はくさん、しんかわ、ちゅうおうは、午後7時まで）

【賃金】時給1150円

②臨時保育士

【勤務時間】午前8時半～午後5時

【賃金】時給1070円

【資格】保育士免許を有する方または子育て支援員認定者

③臨時看護師

【勤務時間】午前8時半～午後5時。週2～3日程度

【賃金】時給1540円

【資格】有資格者

申し込みは履歴書（写真貼付）を子育て支援課（市役所2階）へ持参してください。登録制のため履歴書は返却しません。

詳しくは同課施設給付係☎470・7744へ。

学童保育所の職員募集説明会を開催します

学童保育所に勤務する職員（児童厚生員）を募集します。次の通り説明会を開催しますので、興味のある方は、お越しください。

【日時】8月6日（火）午前10時・11時

【会場】市役所2階204会議室

【内容】学童保育所について、児童厚生員（嘱託員・臨時職員）の仕事の内容、応募資格など

当日直接会場へ。

詳しくは児童青少年課児童青少年係☎470・7735へ。

児童手当、乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度現況届の提出はお済みですか

◎児童手当＝6月分以降の手当を受給するために現況届の提出が必要です

◎医療費助成制度＝現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日（月）までです。平成31年1月1日に市内に住民登録がある方には、有効期間が10月1日（火）からの医療証を9月下旬に送付します

ただし、平成31年1月2日以降に転入した方は、所得状況が確認できないため、現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には用紙を送付していますので、未提出の方は至急提出してください。

詳しくは児童青少年課☎470・7736へ。

河川の水質汚濁を防止するために

市には、黒目川と落合川（一級河川）を中心に、その支流の立野川・楊柳川・西妻川・出水川・弁天川・中溝川の8河川が流れています。その水質は、水質基準項目である生物化学的酸素要求量（BOD）の値が減少していることから、以前に比べ改善し、安定してきていることがわかります。一方で、河川に大量の油が浮いている、ペンキのような液体が流れているなどの水質異常事故も残念ながら発生しています。河川の水質汚濁防止について、ご理解とご協力をお願いします。

◎水質異常事故を防ぐために

油やペンキなどは、廃液が出ないように残さず使い切りましょう▼ペンキの残液や、ハケなどを洗った汚水は、布や新聞紙に染み込ませるなどして、廃棄物として適切に処理しましょう▼洗車などは洗車場などで行い、洗浄排水が河川に流れ込まないようにしましょう。

◎水質異常事故などの対策にかかる原因者負担

水質異常事故処理は、本来、原因者の責任で行うべきものですが、被害の拡大を回避するために緊急かつ的確な対応が必要不可欠であることから、河川管理者その他の関係機関が直接清掃などの対策を実施する事があります。

ただし、河川管理者などが事故処理を実施した場合であっても、その措置に要した費用や経費は、原因者が負担しなければなりません。

◎側溝に流した水は直接川に流れます

東久留米市は、道路排水と生活排水を流す管が区別（分流式下水道）されており、道路雨水ますや側溝などに汚れた水を流してしまうと、直接川に流れ出てしまいます。

◎湧水や河川を守るために

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため皆さんの協力をお願いします。

◎雨水浸透ます設置補助金制度

【申請対象者】敷地が100平方㍍未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方

【補助金額】設置状況により、経費の全部または一部を補助します

雨水浸透ますの設置を希望する方は、市指定下水道工事店（市ホームページ参照）または環境政策課☎470・7753へご相談ください。

詳しくは同課へ。

現況届が提出されないと…

6月分以降の児童手当が受けられません

10月1日以降の医療証の交付がされません

市民伝言板

会員募集

◆東久留米ペン習学会　第1・第3月曜・木曜日の午前9時～正午他。生涯学習センターで。入会金300円、会費1270円他。年賀状の絵入り、つけペンとボールペン。初級から級まで。詳しくは渕☎475・8455へ。

◆剣道　雅心剣会　毎週日曜日午前8時～11時と午曜日午後5時～7時他。第九学校で。入会金800円、会費1000円。子どもから大人までどなたでも歓迎。一度見学にお越しください。詳しくは一瀬☎472・4052へ。

◆大正琴（和会）　月2回、月曜または木曜日の午前10時～午後4時。八幡町地区センター他で。入会金1500円、会費月3500円他。教室でどなたも簡単に弾けます。初心者歓迎。無料試奏あり。見学可。詳しくは渡☎475・6475へ。

◆民舞踊（スタダクの会）　毎週木曜日午後1時～4時。西部地域センターで。入会金2000円、会費1000円。楽しく和気あいあいとしています。詳しくは須田☎442・8188へ。

◆空手教室（会式ルール派）　月曜日午前8時半～午後6時。六小・小学校、火曜日午前8時半～午後6時半。第一小学校、金曜日午前8時半～午後7時半。日曜日午前10時・11時半。第一小学校で。入会金1000円、会費月2000円他。2歳から高齢者まで。基礎から無理なく指導。詳しくは岡☎090・3223・9467へ。

催し

◆夏休みラジオ体操体験会（天仙公園ラジオ体操会）　7月30日（土）～8月31日（土）、六仙公園で。参加無料。夏休みはみんなで一緒にラジオ体操。涼しいうちに時間を有効に過ごそう。詳しくは糸川☎458・4154へ。

◆Art in County of Tokyo2019　同実行委員会　7月30日（火）～8月4日（日）午前10時～午後6時。駅西正北ビル2階と1階側のギャラリーで。入場料はイベントが500円、ギャラリーは無料。東京の島々を主をなるアートフェスティバル。詳細はホームページをご覧ください。詳しくは神☎090・3056・8124へ。

◆第27回夕涼み会　同実行委員会　8月3日（土）午後5時～8時。東京学芸大学附属特別支援学校校庭第1グランド　氷川台1ノ6ノ1で。入場料無料。出展多数あります。花火は午後6時半からの予定。詳しくは市尾☎471・4883へ。

東久留米市子ども・子育て会議の市民委員を募集します

東久留米市子ども・子育て会議では、子育て支援の施設事業者や施設利用者をはじめ、学識経験者、関係行政機関の職員などと共に、「市の子ども・子育て支援に関する施策」に係る事項などを審議します。

【募集人数】2人

【応募資格】市内在住で満18歳未満のお子さんがいる保護者、または子育て支援に関心のある方で、平日夜間の会議に出席できる方

【任期】2年

【報酬】市条例の規定により支給

申し込みは7月26日（金）午後5時までに（必着）、「子ども・子育て会議市民委員公募」と明記し、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、「私が考える子育て観」をテーマに、自身の体験や考え方、意見などを800字程度にまとめ（様式は自由）、〒203－8555、市役所子育て支援課宛て郵送、電子メール（kosodatashien@city.higashikurume.lg.jp）で送信、または直接同課（市役所2階）へ持参してください。なお、提出された書類は返却しません。

※応募書類を基に選考し、結果を通知します。

詳しくは同課子ども政策担当☎470・7740へ。

東3・4・21号線の事業認可を取得しました

市は、東村山都市計画道路事業3・4・21号小平久留米線および東村山都市計画道路事業3・4・12号田無久留米線（さいわい通りから小山通りまでの間）について、都市計画道路事業の認可を取得しました。なお、認可後は、事業地内において都市計画法第65条による建築制限がかかります。

事業施行期間は5月30日～9年3月31日です。

【関係図書の縦覧期間・時間】土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く9年3月31日までの午前8時半～午後5時15分

【縦覧場所】都市計画課（市役所5階）

【施行者】東久留米市

【事業の種類および名称】東村山都市計画道路事業3・4・21号小平久留米線および東村山都市計画道路事業3・4・12号田無久留米線

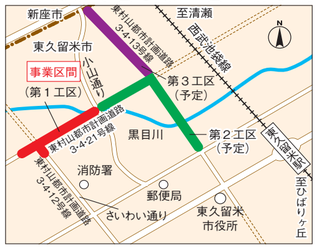

【事業地】幸町2丁目、幸町5丁目、小山4丁目各地内

詳しくは道路計画課☎470・7768へ。

国民年金だより

20歳前に初診日がある障害基礎年金の受給権者の方へ

平成31年度から「障害状態確認届（診断書）」などの手続きが変更されます（この取り扱いは誕生月が8月以降の方が対象です）。

①所得状況届の提出が必要なくなりました。日本年金機構が市から所得情報を受けることとなったため、原則として提出不要となりました。ただし、前年分の所得情報の提供が得られないときは、所得状況届の提出が必要になります。

②これまで7月末が提出期限だった障害状態確認届（診断書）の提出時期が誕生月の月末に変更になります

③障害状態確認届（診断書）の作成期間が1カ月以内から3カ月以内に拡大されます。

※提出期限を過ぎると、障害基礎年金の支払いが一時的に止まる場合があります。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

資源集団回収報奨金（前期分）の交付申請を受け付けます

【対象団体】市内在住の方で構成する自治会・子ども会・婦人会・PTAなど

【報奨金交付】回収実績量に応じて1キログラム当たり9円

【申請受付期間】8月1日（木）～8日（木）の午前9時～11時半と午後1時～4時半（ただし4日（日）を除く）

【申請会場】市役所5階502会議室。8月3日（土）のみ、ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）

【必要書類】回収業者からの東久留米市集団回収実施報告書ご代表者の認め印（スタンプ式不可）▼振込先の金融機関の通帳（ゆうちょ銀行の場合は店名の数字と7ケタの口座番号が必要）▼団体が確認できる規約または名簿など

【ご注意】必ず代表者の印鑑を持参してください。申請に来る方の印鑑ではありません。必要書類などに不備があると、受け付けできない場合があります。

※報奨金交付申請用紙一式は、申請会場で配布しています。なお、申請書は市ホームページからも取得できます。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

第48回くらしフェスタくるめ

～くるめのくらし作品展作品募集～

11月30日（土）、12月1日（日）の2日間、市民プラザで「第48回くらしフェスタくるめ」を開催します。これに合わせて「くるめのくらし作品展」の作品を募集します。入選作品は同フェスタで展示し、最優秀作品はリーフレットなどに掲載します。地域で元気に暮らす皆さんの絵画、切り絵、クラフトなどオリジナル作品をお待ちしています。

【応募資格】市内在住・在勤・在学の方

【作品テーマ】「スポーツ」（好きなスポーツ、応援したいスポーツ、思い出のスポーツなど）

【作品規定】1人1点▼オリジナルの未発表作品▼表現方法・サイズは自由▼展示困難なものは不可▼人物写真やキャラクターの描かれたものは不可

申し込みは9月6日（金）までに、住所・氏名（フリガナ）・電話番号・作品名・作品コメントを記入の上、〒203－8555、市役所生活文化課市民協働係宛て郵送または同係（市役所2階）へ直接持参してください。

詳細は同課、西部・東部・南部の各地域センターなどで配布する案内または市ホームページをご覧ください。

詳しくは同課☎470・7738へ。

公衆無線LAN（Wi-Fi（ワイファイ））サービスをご利用ください

～協力店舗も募集します～

市では、市内観光の出発地点となる東久留米駅前の観光環境・利便性の向上、災害時の情報伝達手段の一助とすることを目的として、富士見テラス周辺や各地域センターのロビーなどの公共スペースや市内店舗などで、スマートフォンやタブレット端末などから、利用料・通信料が無料でインターネットに接続できる公衆無線LANサービス「Higashikurume Free Wi-Fi」を提供しています。どなたでも利用できますので、ぜひご利用ください。協力店舗も随時募集しています。

【利用可能場所】東久留米駅富士見テラス▼西部・南部・東部の各地域センター▼**協力店舗**＝Kon hair &make atelier（前沢4ノ32ノ1、第2榎本ビル103号）▼HAIR SALON la Glycine（新川町1ノ4ノ23、セザール東久留米駅前111号）

※電波の届く範囲や強さは、利用環境・端末機器などによって異なる場合があります。

【利用方法】スマートフォンなどのWi-Fiを有効にして、SSIDを選択すると、1回につき60分まで1日何回でも利用できます（初回のみ電子メールアドレスなどの入力が必要）。

また、「Japan Connected-free Wi-Fiアプリ」（http://www.mt-japnet/jcfiv/lase/ja/01.html）を経由した接続方法もあります。

詳しくは産業政策課振興企画係☎470・7743へ。

消防署からのお知らせ

◎ついていますか？「住宅用火災警報器」

住宅用火災警報器は火災を早期に見つけ、あなたと家族の命を守ります。死者が発生した住宅火災の約6割が、住宅用火災警報器を設置していないお宅でした。もし、あなたのお宅に住宅用火災警報器が設置されていないのであれば、万が一の火災に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられています。

また、住宅用火災警報器の寿命は10年程度です。10年を目安に交換することをおすすめします。

◎住まいの防火防災診断

都内では、昨年12月以降、住宅火災で多くの方が亡くなっています。また、亡くなった方の約半数は、65歳以上の高齢者です。東久留米消防署では、住宅火災による死者を防ぎ、地震による被害を減らすため、消防職員が高齢者や障害のある方を訪問し、火災や地震に備えたアドバイスを行っています。診断時間は約1時間です。費用は無料です。ご希望の方は、お気軽に同消防署までご連絡ください。

詳しくは東久留米消防署警防課防災安全係☎471・0119（内線311）へ。

愛のひと声運動

青少年健全育成の呼びかけにご協力ください

もうすぐ夏休みです。子どもたちは心身共に生き生きとし、行動範囲も広がります。しかし、ちょっとした気の緩みから非行に走ったり、危険なことに出遭ったりすることがあります。

そこで、夏休み中の7月22日（月）～8月27日（火）を夏の強調期間として「愛のひと声運動」を実施します。

この運動は、各中学校地区青少年健全育成協議会、PTA連合会をはじめ、関係29団体で実施委員会を組織し、各中学校地区単位実行委員会が街頭活動や啓発用ポスターなどにより、青少年の健全育成を呼び掛けるものです。

地域の皆さんの参加・協力があってこそ、成果を上げることができます。身近なところで、励ましやねぎらいの言葉、時には注意の言葉など、愛のひと声をお願いします。

詳しくは児童青少年課児童青少年係☎470・7735へ。

子どもの安全を地域で守ろう かけこみハウスにご協力ください

市では、各中学校地区かけこみハウス実施委員会（構成員はPTA、学校、自治会、商店会、地区青少年健全育成協議会など）と協力して、子どもが身の危険を感じたときに一時的に避難できる協力家庭などを、「かけこみハウス」として登録しています。現在、市内全域約190件の登録があり、目印として玄関などに黄色いステッカーを表示しています。

協力家庭は随時募集しています。

※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。